

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	経済産業省、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業技術基盤強化税制は、研究開発を行う中小企業が、法人税額から、試験研究費の一定割合を控除できる制度。中小企業技術基盤強化税制の意義は主に、①研究開発に関するリスクテイクの下支え、②研究開発投資のスピルオーバー効果（による過小投資の是正）、③国際的なイコールフィッティング、④分野や主体に関わらない幅広い支援、の4点。 控除率は、一律12%が恒久的措置。時限的な上乘せ措置として、試験研究費の増加割合が、前3カ年の平均に比べ9.4%以下の場合は12%、それ以上の場合は、その増減割合に応じて、最大17%。 控除上限は、原則として、法人税額の25%。時限的な上乘せ措置は以下。 ・売上高に対する試験研究費割合が10%超の場合には最大10%上乘せ。 ・増減試験研究費割合が9.4%超の場合は10%上乘せ。（上記措置との併用不可） ・コロナの影響により売上が2%減少しながらも研究開発を拡大する場合には、5%上乘せ。 ・特例措置の内容 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 ○中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○サービス開発に係る対象事業の明確化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引き上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条		
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲1,714) [平年度] 精査中 (▲1,714) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 (2) 施策の必要性		

	我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。特に我が国の企業の 99%を占める中小企業の研究開発は、イノベーションの源泉として経済成長にとってきわめて重要。中小企業の財務基盤は脆弱であるが、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、中小企業の生産性向上の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～ ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕 Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 ○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 ―成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする―〔令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会〕 第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み（分厚い構造、イノベーションに適した特性等）を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。
	政策の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	○サービス開発に係る試験研究の範囲の見直し ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引き上げ ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))																																		
	同上の期間中の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。																																		
	政策目標の達成状況	○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。 研究主体別研究費の推移(億円) <table><tr><td></td><td>2016年度</td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td><td>前年比(%)</td></tr><tr><td>総額</td><td>184,326</td><td>190,504</td><td>195,260</td><td>195,757</td><td>192,365</td><td>-1.7</td></tr><tr><td>企業</td><td>133,183</td><td>137,989</td><td>142,316</td><td>142,121</td><td>138,608</td><td>-2.4</td></tr><tr><td>非営利団体・公共機関</td><td>151,102</td><td>16,097</td><td>16,160</td><td>16,435</td><td>16,997</td><td>3.4</td></tr><tr><td>大学等</td><td>36,042</td><td>36,418</td><td>36,784</td><td>37,202</td><td>36,760</td><td>-1.1</td></tr></table> (出典：総務省「科学技術研究調査」)		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																														
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																														
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																														
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																														
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																														

有効性	要望の措置の適用見込み	○令和5年度適用件数見込み ・中小企業技術基盤強化税制6,091件／事業年度
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	経済波及効果の試算 ・令和2年度減収額5,053億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851億円 ・令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093億円 (出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業(研究開発税制の今後の在り方に関する調査)」) 研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2022） <table><tr><td></td><td>研究開発税制</td><td>補助金等</td><td>合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>9.98%</td><td>2.05%</td><td>12.03%</td></tr><tr><td>米国</td><td>11.37%</td><td>12.33%</td><td>23.70%</td></tr><tr><td>英国</td><td>33.01%</td><td>8.14%</td><td>41.15%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.00%</td><td>6.97%</td><td>6.97%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>28.39%</td><td>11.09%</td><td>39.48%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>12.23%</td><td>16.50%</td><td>28.73%</td></tr><tr><td>中国</td><td>6.85%</td><td>5.65%</td><td>12.50%</td></tr><tr><td>7 カ国平均</td><td>14.55%</td><td>8.96%</td><td>23.51%</td></tr></table> （出典：OECD Main Science and Technology Indicators） ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act(RAA)を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制	補助金等	合 計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7 カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%
	研究開発税制	補助金等	合 計																																		
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																		
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																		
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																		
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																		
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																		
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																		
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																		
7 カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																		
要望の措置の妥当性	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 中小企業の財務基盤がぜい弱であり、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。そのため、本税制については、現行維持が妥当と考えられる。 また、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。																																				

税負担軽減措置等の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分） 平成30年度 357億円（357億円） 令和元年度 287億円（286億円） 令和2年度 208億円（206億円） ② 適用事業者数（うち、資本金1億円以下の法人分） 平成30年度 5,690法人（5,674法人） 令和元年度 5,478法人（5,463法人） 令和2年度 5,164法人（5,148法人） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<中小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 46億円 令和元年度 37億円 令和2年度 17億円 <オープンイノベーション型> 平成30年度 0.44億円 令和元年度 0.52億円 令和2年度 0.36億円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分） 平成26年度 135,864億円（5,141億円） 平成27年度 136,857億円（4,404億円） 平成28年度 133,183億円（4,357億円） 平成29年度 137,989億円（3,955億円） 平成30年度 142,316億円（3,809億円） 令和元年度 142,121億円（4,077億円） 令和2年度 138,608億円（4,261億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
前回要望時の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）
これまでの要望経緯	昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額

を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。
特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。

縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。

平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度(総額型)の創設。

平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。

縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。

平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。

売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。

平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置(22 年度末まで)。

平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(23 年度末まで)。

平成 23 年度 縮減 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。

延長 (平成 23 年 6 月再つなぎ法)

総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長(28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度(OI 型)をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、OI 型 5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

OI 型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。

売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30 年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30 年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。

OI 型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長(30 年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和 2 年度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 2 年度末まで)

令和 3 年度 拡充 控除上限を 25%から 30%に引き上げ(2 年間)

	※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。 縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
--	---